

第3回 研究開発税制等の在り方に関する研究会

議事要旨

■日時：令和7年6月30日 10:00～12:00

■場所：本館17階 第1特別会議室 オンライン併用

■議事概要：下記のような議論が行われた。

<高度な研究開発人材の活用を巡る論点（案）について>

- 高度研究人材に係る人件費を増加させたいのか、研究テーマを公募する案件を増やしたいのか、どちらの要件が主な目的なのか整理して検討いただきたい。
- 裾野を広げていくという意味では、現行制度の要件緩和が一番優先されるべき。
- 現行制度の要件が厳しく、企業の適用が難しいと感じている。要件を緩和することで、産業界が成長分野で高度な研究開発人材を活用する機会が増えるような環境整備をぜひ税制で後押ししていただきたい。
- 全体の制度設計が、博士人材の価値を適切に評価できていないように感じた。博士号はある分野の知識を生かすことができるだけでなく、あらゆる先端的な知識を学ぶことができ、そこから新しいものを生み出すことができる能力の証であり、授与されて5年で失われるものではない。5年よりも長い期間、博士号を持っている人も対象とするべき。
- 他の事業者で10年以上研究業務に従事している条件と、博士号取得の条件が並んでいるが、博士号取得の価値方が高いと思うので、この条件が並んでいることに違和感がある。
- 社員を博士課程に派遣する費用を税額控除対象に含めるよう拡大することは重要である。一方で、博士号取得に限らない教育訓練費に広げて、博士号の取得とそれ以外の教育訓練費を同列に語ることに違和感がある。
- 世界を相手に競争力を高めるには、高度な研究開発人材の活用が重要であり、積極的に活用できるようインセンティブを付与することは有効である。

<中長期的な研究開発投資促進を巡る論点（案）について>

- 研究開発はその成果が出るまでに一定の期間がかかるため、その成果が出て収益につながる時間を考えれば、当然、繰越控除制度というのはあってしかるべき。
- 繰越欠損金の制度があることや、諸外国では研究開発税制の繰越控除の期間が無い国もあること、賃上げ税制で5年の繰越が認められていること、研究開発税制は成果が出るまでに期間がかかることを考慮して期間の検討をして欲しい。
- 控除上限の引き上げの方が手続き的には簡素なため、控除上限を引き上げて欲しい。
- 資金制約に直面している企業ほど導入効果が大きいと考えられる。効果があるところに恩恵が届くように検討して欲しい。国際的に税制上有利なところに投資を回しているという実証研究もある。日本は実効税率が高いので国際的に合意された15%の最低税率は気にしなくとも良いのではないかな。

- 過去最高の法人税収になる中で、控除上限に到達している企業も少なくないため、その点も踏まえ、企業にとってさらなる研究開発費の増額や成長のインセンティブとなるような税制にして欲しい。
- RTC 制度は日本では前例が無いが、研究は続けていくべき。
- 研究開発は必ず長期戦のため、繰越制度は重要である。赤字企業にもインセンティブ効果があるような制度にすることは大事である。
- 研究開発の期間は技術特性により異なるが、創薬の研究が売上につながるには 15 年は見る必要がある。繰越期間もこれを踏まえて検討すべき。
- 日本でディープテックを支えているのは中小企業やスタートアップ企業である。そこがエンカレッジされるような制度設計を期待したい。
- 研究開発税制が利益を上げた大企業にその適用が偏っているという指摘が以前からなされているが、繰越制度を認め、中小企業でも適用が事後的にできるようにすることで、適用の偏りをならしていく事ができると考えられる。

<試験研究費の対象範囲を巡る論点（案）について>

- 試験研究費の対象範囲はかなり複雑で、中小企業への浸透が難しい。自然科学と人文社会科学で分けられない分野も今後増えるだろう。サービス開発のビッグデータの要件も中小企業だとそこまで多くのデータを集めるのは難しい。専ら要件も難しいと感じている。
- エンタメコンテンツは世界で勝てる産業だと思うが、自然科学だけではなく人文社会科学の知識も必要。
- 人文科学と社会科学は分けて考えるべき。社会科学はどちらかと言うと自然科学に近いと思う。自然科学も、自然科学だからと言ってビジネスに近いとは限らない。ロボットも機械学習も、社会科学と自然科学が融合している領域なので、自然科学が関わっている学際領域は対象にするべき。
- 社会科学を活用できていないこと自体が日本企業の生産性の低下につながっている側面もある。
- オペレーションの改善も蓄積するとイノベーションと同じぐらいの効果がある。日本の強みであり、制度上このような取組を後押しすることも重要。
- 科学とビジネスが近接化している中で、ソフトウェアや人文・社会科学もビジネスにつながっており、研究開発税制の対象とすべき。

以上